

買取詐欺的な行為と刑事責任と民事責任について

表題の件について、買取において以下の例は詐欺的行為に該当します。以下の行為を行わないようお願いいたします。

【具体例】

- ① 本物の金や貴金属を**メッキと偽り**、買取を行う。
- ② 貴金属の重量を**誤魔化して**買取を行う。
- ③ ブランド品のバッグ、アクセサリー等を**偽物だと思いこませ**買取を行う。
- ④ お客様の品物を、**店外において個人間**で売買する。
- ⑤ お客様が持ち込んだ**バックの中に他の品物や現金が入っていたが、お客様には伝えず**自分の物にする。
- ⑥ 一部の品物を**意図的に隠し**、買取成立後、**隠した品物を自分の物**にする。
- ⑦ 石付きのアクセサリーに対して、査定員が**石を外し自分の物**にする。
- ⑧ お客様が持ち込んだ品物に**わざと傷をつけて、安く買い取る**。

1 刑事責任と刑事罰

詐欺罪の成立とは

- ① 欺く行為がある。
- ② 錯誤に陥る行為がある。
- ③ 財産的処分行為がある（財物の交付がある）。

人を欺いて財物を交付させた者は、**10年以下の懲役に処する。刑法 246 条（詐欺）**

詐欺罪については、未遂についても罰せられます（刑法 250 条）。

2 刑事責任と刑事罰

民法には、**「不法行為にもとづく損害賠償」**についての定めがあります。

不法行為というのは、故意や過失にもとづく違法（＝法律違反）な行為により、人に迷惑をかけることです。そして、法律では、不法行為が行われた場合、それによって被った損害については、加害者に支払い請求（損害賠償請求）ができると規定されています。

損害賠償請求をするときには、多くの場合、まずは示談交渉をします。示談交渉というのは、話し合いによって損害賠償請求をする方法です。

示談によっても賠償金の支払を受けられない場合には、損害賠償請求訴訟という訴訟によって、損害賠償請求を進めていくことになります。

上記内容は、直営店でも指導・教育している内容になります。

営業活動に関して、フランチャイズ全体の**信用を損なう行為**や、**貴社の信頼関係を損なう行為**は禁止されています。上記の内容を再度ご理解いただき、営業活動に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。